監査の結果により講じた措置について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 14 項の規定に基づき、神奈川県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和4年11月16日

神奈川県監査委員村上英嗣同太田眞晴同古川知惠子同作山ゆうすけ

1 措置の対象となった監査の結果

令和4年8月19日(神奈川県公報定期第335号)神奈川県監査委員公表第20号で公表した不適切 事項のうち教育委員会を除く19か所に係る26事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

(1) 政策局

出先機関で認められた不適切事項

監査実施 箇 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県統計	令和4年3月	(不適切事項)	
センター	2日(令和3	歳計外現金事務において、	不適切事項については、経理事
	年12月2日職	統計調査員等への報酬に係る	務の進行管理が不十分であったこ
	員調査)	所得税及び復興特別所得税1	とによるものである。
		件、515,635円並びに市県民税	今後は、このようなことがない
		1件、15,100円について、法	よう、所内掲示のカレンダー及び
		定納期限内に納付を行ってい	グループウェアのスケジュールに
		なかった。	納付日等を記載し、職員間での情
			報共有と注意喚起を行い、進行管
			理の徹底を図ることにより、適正
			な事務執行に努めることとした。

(2) 総務局

監査実施 箇 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県神奈	令和4年3月	(不適切事項)	
川県税事務所	15日(令和4	税務事務において、不動産	不適切事項については、課税資
	年1月26日職	取得税の課税対象とならない	料となる不動産登記申請書を法務
	員調査)	マンション敷地の地上権の取	局で収集する際に、登記情報の確
		得に対して不動産取得税を誤	認が不十分であったことによるも
		って課税していたものが1	のである。
		件、70,600円(本税)あっ	今後は、このようなことがない
		た。	よう、新たな課税資料として法務

その結果、上記の課税誤り局で写真撮影した登記情報を追加 1件、70,600円(本税)の返するとともに、課税資料収集時に 環に当たり、遅延損害金が|使用する調査票にマンション敷地 54,748円発生していた。 の権利の種類(所有権、地上権、 賃借権) を記載するチェック欄を 追加し、複数の職員による確認体 制を強化することにより、適正な 事務執行に努めることとした。 なお、令和4年度税制改正によ り、令和5年4月からは、法務局 から不動産取得税の課税資料とな る登記情報の電子データが提供さ れることから、このデータのうち 所有権が移転しているもののみを 抽出し税務システムに取り込むこ とで誤った課税資料の収集の防止 を図っていく。 神奈川県戸塚 令和4年3月 (不適切事項) 県税事務所 16日 (令和4 税務事務において、不動産 不適切事項については、課税資 年2月7日職 取得税の課税対象とならない 料となる不動産登記申請書を法務 員調査) マンション敷地の地上権の取|局で収集する際に、登記情報の確 得に対して不動産取得税を誤 認が不十分であったことによるも って課税していたものが50である。 件、147,200円(本税)あっ 今後は、このようなことがない よう、新たな課税資料として法務 その結果、上記の課税誤り局で写真撮影した登記情報を追加 5件、147,200円(本税)の返するとともに、課税資料収集時に 還に当たり、遅延損害金が 使用する調査票にマンション敷地 122,851円発生していた。 の権利の種類(所有権、地上権、 賃借権) を記載するチェック欄を 追加し、複数の職員による確認体 制を強化することにより、適正な 事務執行に努めることとした。 なお、令和4年度税制改正によ り、令和5年4月からは、法務局 から不動産取得税の課税資料とな る登記情報の電子データが提供さ れることから、このデータのうち 所有権が移転しているもののみを 抽出し税務システムに取り込むこ とで誤った課税資料の収集の防止 を図っていく。 神奈川県川崎 令和4年4月 (不適切事項) 不適切事項については、課税資 県税事務所 28日 (令和4 税務事務において、不動産 年3月7日職|取得税の課税対象とならない|料となる不動産登記申請書を法務 員調査) マンション敷地の地上権の取局で収集する際に、登記情報の確

って課税していたものが1 のである。 件、55,200円(本税)あっ

41,694 円発生していた。

得に対して不動産取得税を誤 認が不十分であったことによるも

今後は、このようなことがない よう、新たな課税資料として法務 その結果、上記の課税誤り局で写真撮影した登記情報を追加 1件、55,200円(本税)の返するとともに、課税資料収集時に 還に当たり、遅延損害金が 使用する調査票にマンション敷地 の権利の種類(所有権、地上権、 賃借権) を記載するチェック欄を 追加し、複数の職員による確認体 制を強化することにより、適正な 事務執行に努めることとした。

> なお、令和4年度税制改正によ り、令和5年4月からは、法務局 から不動産取得税の課税資料とな る登記情報の電子データが提供さ れることから、このデータのうち 所有権が移転しているもののみを 抽出し税務システムに取り込むこ とで誤った課税資料の収集の防止 を図っていく。

神奈川県平塚 令和4年1月 県税事務所

27日 (令和3 員調査)

(不適切事項)

月であると誤認し月割額によった。 り 2,417,000 円を控除したた に徴収していた。

税務事務において、個人事 不適切事項については、個人事 年12月8日職|業税の課税に当たり、事業主|業税の課税に係る資料の確認が不 控除について事業を行った期十分であったことによるものであ 間が1年であることからり、過大に徴収した税額について 2,900,000 円を控除すべきと は、令和4年1月31日に減額決定 ころ、事業を行った期間を 10 を行い、同年2月21日に還付を行

> 今後は、このようなことがない め、課税標準額の算定を誤っよう、課税に係る資料について、 ているものがあった。これに 複数の職員による確認を徹底する より、1件、24,100円を過大 ことにより、適正な事務執行に努 めることとした。

(3) 国際文化観光局

	監査実施 箇 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神	奈川県パス	令和4年2月	(不適切事項)	
ポ	ートセンタ	1 目 (令和3	契約事務において、一般旅	不適切事項については、契約締
_	•	年12月15日職	券申請受付審査・交付・作	結過程において契約書案の確認が
		員調査)	成 • 電話案内業務委託契約	不十分であったことによるもので
			(契約総額 548,635,023 円、	あり、令和4年2月18日付けで当
			契約期間:令和2年7月1日	該条項を付す変更契約を締結し
			から令和5年3月31日まで)	た。
			について、長期継続契約であ	今後は、このようなことがない

るにもかかわらず、契約書に よう、複数の職員による確認体制 契約締結の翌年度以降の予算 を強化することにより、適正な事 の減額又は削除があった場合務執行に努めることとした。 の契約変更又は解除に関する 条項を付していなかった。

(4) 環境農政局

中生機関で認められた不適切事項

出先機関で記	出先機関で認められた不適切事項			
監査実施 箇 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容	
神奈川県立かながわ農業アカデミー		財産管理事務において、共 架柱3本に係る行政財産の使 用許可について、事業者が許 可申請せずに設置しているこ とを設置から10年以上経過し た令和2年12月に認識したた め、不当利得返還請求権に基 づく使用許可前の期間に係る 使用料相当額85,953円のうち	今後は、このようなことがないよう、複数の職員による現地確認体制を確保するとともに、電柱管理業者への定期的な確認を実施することをマニュアル化することにより、適正な事務執行に努めるこ	
神奈川県湘南家畜保健衛生				
家畜保健衛生	28日(令和4年3月22日職員調査)	1 契約事務には 車等の物総額計 1,360,260 円、契約期間:令和3年9月1 日本で入口の 日本のでの 日本のでの 日本のでの 日本のでの 日本のでの 日本のでの 日本のでの 日本のでの 日本のでの 日本のでの のでの のでの のでの のでの のでの のでの のでの	おり措置した。 1 契約事務については、条項の必要性は認識していたものの、契約書の作成過程で記載漏れがあった上に、所属としてことによるものであり、令和4年4月25日に条項の追加について変更契約を行った。 今後は、このようなことがないよう、契約書等の文書確認の徹底についてあり、なことがないような音で記した。	

いよう、複数の職員による確認 体制を強化するとともに、電柱 管理業者への定期的な確認を実 施することにより、適正な事務 執行に努めることとした。

(5) 福祉子どもみらい局

出先機関で認められた不適切事項

監査実施 箇 所 名	を	監査の結果	措置の内容
神奈川県大和	令和4年4月	(不適切事項)	
綾瀬地域児童	26日 (令和4	1 庶務事務において、令和	不適切事項については、次のと
相談所	年3月22日職	3年8月分報酬(2名分、	おり措置した。
	員調査)	236,046円) について、第1	1 庶務事務については、雇用伺
		号会計年度任用職員の任	の決裁後に庶務事務システムへ
		用、勤務条件等に関する取	の登録等の手続を失念したこと
		扱い要綱に基づき令和3年	によるものである。
		9月16日に支給すべきとこ	今後は、このようなことがな
		ろ、同年10月15日に支給し	いよう、相談部門は雇用伺の決
		ていた。	裁が完了した旨を管理部門へ伝
		2 事務事業の執行におい	えるよう所内で統一するなど、
		て、令和3年8月4日付け	相談部門と管理部門での連絡を
		で採用した会計年度任用職	密に行うことで、適正な事務執
		員2名について、採用に当	行に努めることとした。
		たり、第1号会計年度任用	2 事務事業の執行については、
		職員の任用、勤務条件等に	雇用伺の決裁後に庶務事務シス
		関する取扱い要綱に基づき	テムへの登録等の手続を失念し
		採用書及び任用条件通知書	たことによるものである。
		を交付し、任用条件を明示	今後は、このようなことがな
		しなければならないとこ	いよう、相談部門は雇用伺の決
		ろ、両名に対する上記文書	裁が完了した旨を管理部門へ伝
		の交付を同年9月30日及び	えるよう所内で統一するなど、
		同年10月15日に行ってい	相談部門と管理部門での連絡を
		た。	密に行うことで、適正な事務執
			行に努めることとした。

(6) 健康医療局

監査実施	監査実施日	監査の結果	措置の内容
箇 所 名			10 E 5 L 17 D
神奈川県鎌倉	令和4年4月	(不適切事項)	
保健福祉事務	1日(令和4	事務事業の執行において、	不適切事項については、神奈川
所三崎センタ	年2月15日職	令和3年度思春期保健研究	県個人情報保護条例の規定の認識
_	員調査)	会・講演会に係る講師謝礼の	が不十分であり、決裁過程におけ
		支払に当たり、口座振込依頼	るチェック機能も十分に働かなか
		書を債権者(1名)から徴取	ったことによるものである。
		する際、当該依頼書に不要な	今後は、このようなことがない
		個人情報(生年月日)を記載	よう、不要な個人情報の記載項目

させていた。	のない、統一した口座振込申出書
	を新たに作成し、所属職員へ周知
	するとともに、支出の決裁過程等
	において、個人情報の収集が適切
	に行われているか、複数の職員に
	よる確認を徹底することにより、
	適正な事務執行に努めることとし
	た。

(7) 産業労働局

出先機関で認められた不適切事項

監査実施 箇 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
	令和 4 年 4 月 28 日(令和 3 年12月 2 日職 員調査)	傷を与えたことに伴う修理代1件、26,411円の執行に当たり、「(節)補償、補填及び賠償金」とすべきところ、「(節)需用費」で執行していた。 2 支出事務において、タクシーメーター装置検査の際にタクシーのタイヤに損傷を与えたことに伴う修理代	おり措置した。 1 予算の執行については、執行科目の確認が不十分であったことによるものであり、令和4年3月25日に科目更訂を行った。 今後は、このようなことがないよう、会計事務の手引等により執行科目についての理解を深めるとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めるこ

(8) 県土整備局

1 12 4 12 4 12 4 12 4 12 4 12 4 12 4 12				
監査実施 箇 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容	
神奈川県横須	令和4年3月	(不適切事項)		
賀土木事務所	9日(令和3	1 工事事務において、令和	不適切事項については、次のと	
	年12月23日、	3年度公園整備工事(県	おり措置した。	
	同月24日及び	単)その3地質調査業務委	1 工事事務については、変更設	
	同月27日職員	託の変更設計額の積算に当	計書に用いる数量調書の作成に	

	細木)	たり 地所調木機計算の等	ナン・マー 機械が担う仕げてため
	調査)	たり、地質調査機材等の運	
		搬費について、運搬重量の	
		算定を誤って積算していた	運搬する重量も連動して変更す
		ため、変更後の設計額	べきところこれを失念したこと
		(5,610,000円) が88,000円	
		過大であった。その結果、	確認が不十分であったことによ
		変更後の契約額(5,385,600	
		円)が84,700円過大であっ	今後は、このようなことがな
		た。	いよう、本事案の設計を担当す
		2 物品管理事務において、	る工務部職員に周知するととも
		賃貸借により調達した複写	に、数量調書に注意事項を明記
		機1点及び購入により取得	することにより、適正な事務執
		した備品2点(価格計	行に努めることとした。
		187,990円)について、借用	2 物品管理事務については、担
		物品台帳への記録や借用物	当者の物品管理業務に係る認識
		品管理票の作成など、神奈	不足及び当該業務の遂行をチェ
		川県財務規則に定める物品	ックする体制が十分機能してい
		の管理に係る手続を行って	なかったことによるものであ
		いなかった。	り、令和4年4月1日に借用物
			品台帳への記録及び借用物品管
			理票の作成を行った。
			今後は、このようなことがな
			いよう、関係規定の理解の向上
			を図るとともに、複数職員によ
			る確認体制を徹底することによ
			り再発を防止し、適正な事務執
			行に努めることとした。
神奈川県横浜	令和4年2月	(不適切事項)	
川崎治水事務	17日 (令和4	契約事務において、令和3	不適切事項については、再度入
所	年2月14日及	年度都市公園整備工事(公	札の不調による随意契約の方法の
	び同月15日職	共) その3令和3年度公園整	理解が不足していたことによるも
	員調査)	備工事(県単)その10合併4	のである。
		号便所改築基本・実施設計業	今後は、このようなことがない
		務委託(契約額2,098,800円)	よう、再度入札の不調により随意
		について、再度入札の不調に	契約を締結する場合は、神奈川県
		よる随意契約の締結に当た	財務規則運用通知に則った対応を
		り、神奈川県財務規則運用通	行うことを所内で周知徹底すると
		知に定める見積合せを省略で	ともに、複数の職員による確認体
		きる要件に該当しないにもか	制を強化することにより、適正な
		かわらず、一者随意契約を行	事務執行に努めることとした。
		っていた。	
神奈川県横浜	令和4年2月	(不適切事項)	
川崎治水事務	17日(令和4	1 支出事務において、庁用	不適切事項については、次のと
所川崎治水セ	年2月16日及	自動車の法定点検業務代	おり措置した。
ンター	び同月17日職	(12か月) 1件、14,883円	1 支出事務については、進行管
	員調査)	について、政府契約の支払	理が不十分であったことによる
1		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	

遅延防止等に関する法律に 定められている期限までに 支払を行っていなかった。

2 工事事務において、令和 2年度砂防関係事業調査業 務委託公共(その24)令和 3年度砂防関係事業調査業 務委託公共(その2)合併 (契約額20,290,600円)の 設計額の積算に当たり、旅 費交通費、電子成果品作成 費及びその他原価の算定を 誤ったため、設計額 (20,361,000円)が66,000円過大であった。 ものである。

今後は、このようなことがないよう、会計管理システムによる未処理案件の確認を起案者が週1回以上行うとともに、出納員決裁後には起案者以外の職員が同様の確認をすることにより、適正な事務執行に努めることとした。

設計額の積算に当たり、旅 2 工事事務については、担当者 費交通費、電子成果品作成 費及びその他原価の算定を 確認が不十分であったことによ 誤ったため、設計額 るものである。

今後は、このようなことがないよう、「設計図書の審査に係るチェックリスト」を活用し、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。

(9) 企業庁

監査実施 第 所 名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
	令和4年1月 28日(令和3 年12月9日及	(不適切事項)	不適切事項については、年度当初に速やかに調定すべき行政資産使用料について、調定時期の認識が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、使用許可に係る収入事務に
			ついてチェックリストを作成し、 複数の職員による確認を行うこと により、適正な事務執行に努める こととした。
	令和4年2月 25日(令和4 年1月13日職 員調査)		初に速やかに調定すべき行政財産

神奈川県企業	令和4年4月	(不適切事項)	
		工事事務において、企鎌第	不適切事項については、変更設
業所			計書作成過程において、設計担当
710/71			者の確認及び検算者のチェックが
	員調査)	額の積算に当たり、既設水道	
	A MALL	管等の撤去材を有価処分する	
		ための運搬費について、運搬	9
		費を割増しなしとすべきとこ	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
			事項を記載したマニュアルの確認
		て積算していたため、変更後	/
			ともに、複数の職員による確認体
			制の強化を図ることにより、適正
		•	な事務執行に努めることとした。
		(40, 469, 000円) が9, 900円過	13 7 10 7 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10
		大であった。	
神卒川県企業	令和4年4月		
		1 支出事務において、道路	不適切事項については、次のと
業所	年1月19日及		
710/71	び同月20日職	•	1 支出事務については、納付期
	員調査)	いて、納付期限までに支払	
	AND A	を行っていなかった。	が不十分であったことによるも
		2 工事事務において、企厚	
		第106号伊勢原市串橋209番	今後は、このようなことがな
		地付近配水管改良工事(概	いよう、複数の職員が定期的に
		数設計)の変更設計額の積	進行管理表で納付期限を確認す
		算に当たり、舗装復旧にお	
		ける区画線工について、追	に努めることとした。
		加設置した14m分の区画線	2 工事事務については、変更設
		の費用を計上すべきとこ	計額の積算に当たり、舗装復旧
		ろ、これを計上しなかった	における区画線工のうち、追加
		ため、変更後の設計額	設置した14m分の区画線の計上
		(48,114,000円) が22,000	を担当者が失念したことによる
		円過小であった。その結	ものである。
		果、変更後の契約額	今後は、このようなことがな
		(44,233,200円) が19,800	いよう、課内で設計積算チェッ
		円過小であった。	クリストの注意点について情報
			共有を図るとともに、同リスト
			の区画線工の確認事項を強調
			し、設計者及び検算者の確認の
			強化を図ることにより、適正な
			事務執行に努めることとした。
神奈川県企業	令和4年2月	(不適切事項)	
庁酒匂川水系	8日(令和3	1 支出事務において、令和	不適切事項については、次のと
ダム管理事務	年12月20日及	2年度酒系第602号山北町酒	おり措置した。
所	び同月21日職	水の滝遊歩道等整備工事	1 支出事務については、進行管
	員調査)	(その2) に係る工事請負	理が不十分であったことによる

契約 (契約額203,381,200円) の部分払金12,880,000円について、契約で定められた期限までに支払を行っていなかった。

2 契約事務において、令和 元年度酒系第111号三保ダム 管理用制御処理設備更新工 事 (公共) (契約額 540,568,600円)について、 契約期間の延長などの契約 内容を変更するに当たり、 契約書で定める工期末であ る令和3年3月15日までに 変更契約を締結すべきとこ ろ、同月31日に変更契約を 締結していた。 ものである。

今後は、このようなことがないよう、必ず複数職員による確認を行うとともに、請求書を受理した時点で支払期限が早い案件に表示を行い、漏れ・誤認等が発生しないようにすることにより、適正な事務執行に努めることとした。

2 契約事務については、進行管 理が不十分であったことによる ものである。

今後は、このようなことがないよう、所内会議において業務の進行状況を把握するとともに、各設計課においても徹底した進行管理を図ることとし、併せて、契約担当者は、一覧表により進行状況の把握を一層強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。